

## 災害時における支援物資等の緊急輸送に関する協定書

鶴岡市(以下「甲」という。)と公益社団法人山形県トラック協会庄内支部鶴岡地区会(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、鶴岡市域内で大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資等の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ること及び鶴岡市等が行う災害発生現場での対応に必要な重機等の優先的な輸送を行うことを目的として、甲が乙に対して行う緊急輸送の要請手続等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援物資等の緊急輸送及び派遣の要請)

第2条 甲は、災害時において、被災者の生活安定を図るため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務が必要と認められる場合は、乙に対し、文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 一時物資輸送拠点から避難所等への支援物資等の緊急輸送の実施
- (2) 災害現場への重機等の緊急輸送の実施
- (3) 前2号の緊急輸送の実施に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (4) その他必要な業務

2 甲は、前項の規定により要請した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

(支援物資等の緊急輸送並びに派遣の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請により支援物資等の緊急輸送を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第5条 第3条の規定により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の負担額は、法令その他の定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し、速やかに支

払を行うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定により乙が実施した業務において、乙の責に帰する事由により生じた損害に係る負担は、乙が負うものとし、乙の責に帰する事由によらない損害に係る負担は、甲乙協議の上決定する。

(補償)

第8条 第3条の規定により乙が実施する業務に従事した者が、当該従事者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を相互に提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第12条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年2月24日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市

鶴岡市長

佐藤 聡

乙 山形県鶴岡市大山字向町68-1  
有限会社菅原物流内  
公益社団法人山形県トラック協会庄内支部鶴岡地区会

会 長

菅原 司